

回 答 書

件 名	令和9年1月導入 パーソナルコンピュータ装置等賃貸借	回答日	令和8年 6月16日
質問 No	質 問 内 容	回 答	
1	納品等に不測事態(世界的な半導体不足や物流遅延の影響等)が発生し、指定納期に遅れが生じた場合、指名停止等の処分、損害賠償請求及び違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	遅延理由を明確にお示しいただき、本市が認める場合に限り、納期や賃貸借期間等(合意解除を含む)を変更させていただきます。	
2	情報系パソコンについて 賃貸借期間満了後のデータ消去作業場所は賃貸者等の倉庫等にて実施してよろしいでしょうか？	情報系端末については、賃貸借期間満了後のデータ消去作業場所は、本市が確認し合意を得た場所であれば賃貸者等の倉庫等にて実施していただいても問題ありません。	
3	情報系パソコンについて データ消去方法は、NIST(ソフトウェア1回上書き)方式でよろしいでしょうか？ ※NIST:米国国立標準技術研究所	情報系端末については、ソフトウェアによるデータ消去で問題ありません。	
4	資料1 10撤去作業(2) データ消去証明書は特段様式は問わないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。消去証明書は作業完了報告を記載いただき、全台消去された旨が分かるものであれば問題ありません。	

5	<p>資料1 10撤去作業(3) データ消去作業は持ち帰りでの対応でもよろしいでしょうか。また、データ消去作業は再委託(グループ会社)は認められるでしょうか。</p>	<p>データ消去の作業場所について、情報系端末は本市と調整を行い、合意を得た場所で行ってください。基幹系端末については、原則、本市施設内または本市が許可する場所で行ってください。持ち帰った後のデータ消去の作業場所について、事前に本市と上記について合意が取れている場合に限り、情報系端末、基幹系端末ともに持ち帰りでの対応が可能です。 データ消去作業の再委託について、再委託申出書により、本市が再委託を承認した場合に限り可能です。</p>
6	<p>入札仕様書9その他(3) 「履行保証保険をもって契約保証金の納付に帰る場合は、契約日から契約期間の周期までを保険期間とすること」とありますが、契約日(締結予定日)はいつを想定してますでしょうか。 また、契約金額は賃貸借料年額の税込の10分の1以上という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>姫路市契約規則第24条第1項に基づき、落札者決定後、10日以内に契約を締結する必要があります。 保険金額は「月額賃貸借料×12ヶ月」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額の10分1以上となります。</p>
7	<p>契約書 第7条 損害保険 賃貸借物件に付保する動産総合保険は、地震や噴火、津波などの天災は補償に含まず、一般的な事由(火災、盗難、風水害等)を対象とした賃貸借期間の経過によって支払金額が逡減する通常のものという認識でよろしいでしょうか。 また、ソフトウェアは動産総合保険の付保対象外との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>5年間保守していただくことが前提ですので、それに必要なものは賃貸借料に含めてください。 ※端末の故障について、保守で修理対応(無償)をお願いいたします。ただし、故障の原因が使用者の不手際に起因する場合(液体こぼし、落下等)については、有償修理対応をお願いいたします。地震・津波による災害の場合は免除で問題ありません。</p>
8	<p>その他/MDMについて 本調達のPCにおいてMDMサービスの提供を受ける場合、貴市の責任において、賃貸借物件の返還までにMDMの「端末ID」を削除し、MDMの管理対象外とする認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業において、MDMは使用しておりません。</p>
9	<p>その他/納期遅延 半導体の供給不足等による物流遅延等、リース会社の責めによらない不測の事態により、納期延滞等が発生した場合、物件売主様と直接解決していただきたく、または、納入期限等については別途協議いただけますでしょうか。</p>	<p>遅延理由を明確にお示しいただき、本市が認める場合に限り、納期や賃貸借期間等(合意解除を含む)を変更させていただきます。ただし、原則、契約に関する協議は、物件売主様ではなく受託者となります。</p>

10	<p>1 入札に付する事項 (6) 納入及び設置場所 「本庁及び出先間のうちの指定する場所」とありますが、配布費用積算のため出先機関の所在地、台数の割り振りをお知らせください。</p>	<p>入札資料「入札資料8 設置場所一覧(案)」に住所を追記したものを回答書別紙として添付しておりますので、そちらをご確認ください。なお、本設置場所は令和8年4月時点のものとなります。人事異動及び新規採用職員への配置等により、設置場所が一部変更となる場合がありますので、その時点の設置場所へ配置いただきますようお願いいたします。 また、情報系端末23台、基幹系端末8台については現在設置場所調整中となります。こちらにつきましても、配置いただきますようお願いいたします。 なお、設置場所は9月頃に確定する見込みです。</p>
11	<p>1 機器類の性能等(パソコン等) (6) インストールおよびセットアップ等 「②複合機及びプリンタを使用するために必要なドライバのインストールおよび設定と」ありますが、1端末あたり何台の複合機、プリンタを想定しておけばよろしいでしょうか？</p>	<p>端末を利用する所属にもよりますが、端末1台あたり1台～4台の複合機、プリンタに接続されています。(大半の端末が複合機1～2台の想定です。) また、ソフトウェアについて、マスターに組み込んでいただく共通のソフトウェアのほかに、1台あたり0本～4本の個別ソフトウェアをインストールいただく予定です。(大半の端末が0本～2本の想定です。)</p>
12	<p>1 機器類の性能等(パソコン等) (6) インストールおよびセットアップ等 「④～リカバリディスクの作成を行い～」とありますが、ディスクイメージを作成するソフトウェアは、想定されているものはありますか？</p>	<p>特段想定しているソフトウェアはありません。</p>
13	<p>2 機器保守等 (8) SSDの交換などによりリカバリを行った場合は、故障したSSDを物理破壊に～」とありますが、メーカーにはディスク返却不要の保守の認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。特に基幹系端末につきましては、メーカーには返却せず、物理破壊の対応を行っていただきますようお願いいたします。</p>

14	<p>1 機器類の性能等(パソコン等) (6)インストールおよびセットアップ等 「② 複合機及びプリンタを使用するために必要なドライバのインストールおよび設定と」ありますが、1端末あたり何台の複合機、プリンタを想定しておけばよろしいでしょうか？</p>	<p>端末を利用する所属にもよりますが、端末1台あたり1台～4台の複合機、プリンタに接続されています。(大半の端末が複合機1～2台の想定です。) また、ソフトウェアについて、マスターに組み込んでいただく共通のソフトウェアのほかに、1台あたり0本～4本の個別ソフトウェアをインストールいただく予定です。(大半の端末が0本～2本の想定です。)</p>
15	<p>リース会社による入札参加を検討しています。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務(物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等)について、当該業務を発注者から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。</p>	<p>再委託申出書により、本市が再委託を承認した場合に限り可能です。</p>
16	<p>前の質問のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が発注者より請け負うことが法令上認められない業務(銀行法や建設業法等により規制される業務)がある場合、当社は、当該業務を発注者から受託するのではなく、発注者の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。(当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合(前の質問)と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。)</p>	<p>質問No.15と同様に、再委託申出書により、本市が再委託を承認した場合に限り可能です。</p>
17	<p>(契約第20条) 万一、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、発注者にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか。</p>	<p>資料7-2契約書約款第20条第2項記載のとおりとなります。</p>
18	<p>予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。</p>	<p>デジタル戦略室においては、予算削減等の影響による契約解約及び変更を行った実績はありません。</p>

19	<p>(契約第7条、第11条) 動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により物件が破損した際の修理費用や、滅失して契約が継続できない場合の残賃借料は発注者にてご負担いただけますでしょうか。もしくは別途協議いただけますでしょうか。</p>	<p>資料7-2契約書約款(案)第11条第3項のとおり、別途協議の上、損害の負担について決定させていただきます。</p>
20	<p>(契約第7条、第11条) 動産総合保険の対象外となる地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等により代替品を提供する必要がある場合、その費用については別途協議いただけますでしょうか。</p>	<p>資料7-2契約書約款(案)第11条第3項のとおり、別途協議の上、損害の負担について決定させていただきます。</p>
21	<p>(契約第11条、第19条) 地震・津波・火山噴火、虫害、天災地変、その他の不可抗力等が原因で賃借人や第三者が被害を被った場合は受注者は免責としていただけますか。</p>	<p>状況次第になると思われますので、現時点で一概に免責とは言えませんが、別途協議の上、決定させていただきます。</p>
22	<p>本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日について別途協議いただけますでしょうか。(社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)</p>	<p>遅延理由を明確にお示しいただき、本市が認める場合に限り、納期や賃貸借期間等(合意解除を含む)を変更させていただきます。</p>
23	<p>契約期間終了後、延長契約(再リース)を締結する予定はありますでしょうか。</p>	<p>現時点では未定です。</p>
24	<p>延長契約(再リース)に移行される場合、同延長料金の金額は、別途協議をお願い出来ますでしょうか。</p>	<p>本調達に係る契約終了後、再リースを検討する際は、別途協議させていただきます。また、再リースを行う場合の契約について、契約延長ではなく、新たに契約を締結させていただきます。</p>

25	<p>(契約第2条) 契約保証金の納付に代え、履行保証保険による取り進めを検討しております。 履行保証保険による代用の場合の詳細要件につきまして、下記、ご回答をお願いいたします。</p> <p>①保険金額は、「税込」の契約「年額」の100分の10以上との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②保険期間は、契約日～貸借満了日との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③履行保証保険の証券発行について、申込手続から保険証券差入まで最大7～8営業日程度要します。つきましては、契約日や契約書提出日について落札後に協議することは可能でしょうか。□</p> <p>④履行保証保険の最長保険期間が5年となりますので、5年以上の保険付保となります場合、保険期間を分割して付保する事となりますが宜しいでしょうか(他自治体で同事例発生の際も了承頂いております)。例：保険期間が5年〇ヶ月となる場合「5年、〇ヶ月」と分割して付保し、保険証券の差入は各継続時となります。</p> <p>⑤契約保証保険の付保確認の提出期日はいつまでとなりますでしょうか。</p>	<p>①保険金額は「月額貸借借料×12ヶ月」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額の10分1以上となります。</p> <p>②保険期間は契約日～契約満了日をお願いいたします。</p> <p>③姫路市契約規則第24条第1項に基づき、落札者決定後、10日以内に契約を締結する必要があります。</p> <p>④問題ありません。</p> <p>⑤契約日が提出期日となります。</p>
----	--	---

26	<p>契約保証金の免除申請要件についてご確認願います。 今回、貴市の契約規則第29条1(2)に基づきます、 過去実績による契約保証金免除申請も可能でしょうか？</p> <p>過去実績に基づきます免除申請が可能となります場合、 以下、ご質問についてご確認をお願い致します。</p> <p>(1)「同種」要件について：賃貸借契約の実績であれば、今回の案件と異なる物件でも許容頂けますでしょうか(空調や、LED、防犯カメラ、タブレット端末等でも宜しいでしょうか？)。</p> <p>(2)「同規模」要件について：同規模条件につきまして、具体的な基準が御座いましたら、ご教示願います。</p> <p>(3)「2年以内に誠実に履行」との記載についてご確認願います。 本記載は、以下のいずれの想定となりますでしょうか。</p> <p>①2年以内に「賃貸借契約を締結した」との実績でしょうか。</p> <p>②2年以内に「賃貸借契約の賃貸期間が開始された」との実績でしょうか。</p> <p>③2年以内に「賃貸借契約が満了した」との実績でしょうか。</p> <p>(4)発注者以外の官公庁様との契約実績でも差支えないでしょうか。 他の都道府県や、省庁、他の市区町村との契約実績でも宜しいでしょうか。</p> <p>(5)国・公立大学、独立行政法人様との契約でも実績として認めていただけますでしょうか。</p> <p>(6)過去実績に基づきます契約保証金の免除申請は落札後の対応で宜しいでしょうか？</p>	<p>(1)2年以内に契約された案件のうち、業種または詳細業種のいずれかが同じであれば、異なる物件でも問題ありません。</p> <p>(2)年額が、応れいただいた金額(月額賃貸借料×12ヶ月)以上になります。</p> <p>(3)令和6年度、令和7年度にそれぞれ1件以上契約を締結しており、それぞれの契約について令和8年5月末までに不履行等がないものを想定しております。</p> <p>(4)姫路市契約規則第29条第1項第2項記載のとおり、本市との契約実績に限ります。</p> <p>(5)姫路市契約規則第29条第1項第2項記載のとおり、本市との契約実績に限ります。</p> <p>(6)問題ありません。</p>
27	<p>(契約第7条)</p> <p>物件に付保する保険は、賃貸借期間を付保期間と致します、一般的な動産総合保険(賃貸借期間中、物件金額相当額を一定割合逓減する物件単位の保険)でよろしいでしょうか。</p>	<p>5年間保守していただくことが前提ですので、それに必要なものは賃貸借料に含めてください。</p> <p>※端末の故障について、保守で修理対応(無償)をお願いいたします。ただし、故障の原因が使用者の不手際に起因する場合(液体こぼし、落下等)については、有償修理対応をお願いいたします。地震・津波による災害の場合は免除で問題ありません。</p>

28	(契約第7条) 動産総合保険を付保するのはハードウェアのみで、ソフトウェアについては不付保でよろしいでしょうか。	No.27と同様になります。
29	(契約第7条) 動産総合保険の付保期間は、「賃貸借期間」(5年間)でよろしいでしょうか。	No.27と同様になります。賃貸借期間は令和9年1月1日～令和13年12月31日(60月)となります。
30	(契約第22条(14)) 今回のご契約はパソコンの完成品を納品の上での賃貸借契約と想定しております処、今回、「個人情報取扱特記事項」等にて規定されております「保護すべき情報」が発生しない(含まれない)ご契約との認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。
31	(契約第22条(14)) リース会社にて入札参加を予定しておりますが、物件の納品保守・満了時のデータ消去業務等について、物件の売主等に再委託を予定しており、受注者(リース会社)自らは個人情報等を扱う(触れる)ことがございませんので、同規定の充足は、受注者自らではなく、実際に扱う業者(物件の売主や保守会社)にて充足可能であれば、差支えないでしょうか。	再委託申出書により、本市が再委託を承認した場合に限り可能です。
32	(資料1の9、資料2-1の2、資料2-2の2等) 保守・障害体制につきまして、受注者を介さず、物件の売主等を直接の連絡先とさせて頂く体制もよろしいでしょうか。	事前に体制図を提出いただき、保守・障害時の連絡先等を明確に提示いただければ可能です。
33	入札説明書3(6) ①代理人入札の場合、封入封筒への封印は代理人印でも宜しいでしょうか？ ②封印は1箇所の押印で宜しいでしょうか？	①問題ありません。 ②問題ありません。

34	<p>入札説明書3(6)(10) 入札書代理人入札の場合、入札書の押印方法をご教示願います。 ①代理人入札の場合、委任者・受任者の双方の押印が必要でしょうか？ ②委任状も提出致します代理人入札の場合、代理人印のみの持参となりますが、宜しいでしょうか？</p>	<p>①資料5-2委任状につきまして、右上部「代表者又は受任者職・氏名」部分には、姫路市に業者登録いただいた際の印を押下してください。下部「3 代理人使用印欄」については、実際に入札に参加される代理人の方が、入札書に押印する印を押下してください。作成いただいた委任状を封筒に入札書とともに同封いただいた場合、委任状下部「3 代理人使用印欄」に使用した印のみ入札書への押印いただければ問題ありません。 ②問題ありません。</p>
35	<p>入札書の備考欄はブランクのままでも宜しいでしょうか？</p>	<p>問題ありません。</p>
36	<p>資料1の6(2)(3) 「端末設定期間中」のネットワーク利用料は市が別途支払うと記載がございますが、ご契約期間中(賃貸借期間を含む)の、ネットワーク利用料について、受注者側での不要負担は必要なしとの認識で宜しいでしょうか？</p>	<p>資料1の6(2)(3)で引き込んでいただく、本市ネットワーク(情報系ネットワーク及び基幹系ネットワーク)に係る利用料については、本市にて負担いたします。上記以外の回線(インターネット回線等)を受託者にて別途用意される場合、この部分の費用につきましては、受託者の負担となります。</p>
37	<p>資料1の6(1)、8(7) 現行機を回収・一時保管との記載ですが、現行機につきまして、 ①今回の受注者側での廃棄やデータ消去業務は不要との認識で宜しいでしょうか？ ②現行機は貴市の所有資産であり、第三者の所有物件ではないとの認識で宜しいでしょうか？ ③(受注者にて現行機の廃棄やデータ消去が必要となります場合)仮に現行機が第三者の所有物件の場合も、今回の受注者での廃棄について、第三者からの条件なく、廃棄対応等についてご了解を頂けているとの認識で宜しいでしょうか？</p>	<p>①現行機については、現行の事業者が実施するため、不要です。 ②現行機についても、今回調達物件と同様にリース物件となります。 ③①のとおりとなります。</p>
38	<p>契約書の頭書き 本件、賃貸借契約の為、印紙の貼付は不要で宜しいでしょうか？</p>	<p>収入印紙につきましては、貴社にて税法上適切にご判断のうえ、ご対応くださいますようお願いいたします。</p>

39	<p>契約書の頭書き 代理人表記の箇所がありますが、貴市への入札参加資格申請の際の、法人名義・法人名義の押印の場合、代理人欄への記名・押印は不要で宜しいでしょうか？</p>	<p>契約書頭書について、姫路市に業者登録いただいた際に委任先を登録していない場合は、代理人欄への記名・押印は不要で、乙契約相手方部分のみ押印ください。姫路市に業者登録いただいた際に委任先を登録している場合は、代理人欄へ押印してください。</p>
40	<p>契約第6条の規定がございますが、契約終了の事由が受注者の責めに起因しない場合は、物件の返却にかかる撤去費用を含めて、発注者にて費用ご負担又は別途協議をいただけますでしょうか。</p>	<p>通常通り契約を満了した際の撤去費用との兼ね合いもありますので、別途協議の上、決定させていただきます。</p>
41	<p>1 入札に付する事項 (6) 納入及び設置場所 「本庁及び出先間のうちの指定する場所」とありますが、配布費用積算のため出先機関の所在地、台数の割り振りをお知らせください。</p>	<p>入札資料「入札資料8 設置場所一覧(案)」に住所を追記したものを回答書別紙として添付しておりますので、そちらをご確認ください。なお、本設置場所は令和8年4月時点のものとなります。人事異動及び新規採用職員への配置等により、設置場所が一部変更となる場合がありますので、その時点の設置場所へ配置いただきますようお願いいたします。 また、情報系端末23台、基幹系端末8台については現在設置場所調整中となります。こちらにつきましても、配置いただきますようお願いいたします。 なお、設置場所は9月頃に確定する見込みです。</p>
42	<p>1 機器類の性能等(パソコン等) (6) インストールおよびセットアップ等 「② 複合機及びプリンタを使用するために必要なドライバのインストールおよび設定と」ありますが、1端末あたり何台の複合機、プリンタを想定しておけばよろしいでしょうか？</p>	<p>端末を利用する所属にもよりますが、端末1台あたり1台～4台の複合機、プリンタに接続されています。(大半の端末が複合機1～2台の想定です。) また、ソフトウェアについて、マスターに組み込んでいただく共通のソフトウェアのほかに、1台あたり0本～4本の個別ソフトウェアをインストールいただく予定です。(大半の端末が0本～2本の想定です。)</p>
43	<p>1 機器類の性能等(パソコン等) (6) インストールおよびセットアップ等 「④ ～リカバリディスクの作成を行い～」とありますが、ディスクイメージを作成するソフトウェアは、想定されているものはありますか？</p>	<p>特段想定しているソフトウェアはありません。</p>

44	<p>2 機器保守等 「(8) SSDの交換などによりリカバリを行った場合は、故障したSSDを物理破壊に～」とありますが、メーカーにはディスク返却不要の保守の認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。特に基幹系端末につきましては、メーカーには返却せず、物理破壊の対応を行っていただきますようお願いいたします。</p>
45	<p>1 機器類の性能等(パソコン等) (6)インストールおよびセットアップ等 「② 複合機及びプリンタを使用するために必要なドライバのインストールおよび設定と」ありますが、1端末あたり何台の複合機、プリンタを想定しておけばよろしいでしょうか？</p>	<p>端末を利用する所属にもよりますが、端末1台あたり1台～4台の複合機、プリンタに接続されています。(大半の端末が複合機1～2台の想定です。) また、ソフトウェアについて、マスターに組み込んでいただく共通のソフトウェアのほかに、1台あたり0本～4本の個別ソフトウェアをインストールいただく予定です。(大半の端末が0本～2本の想定です。)</p>
46	<p>昨今発生している世界的な資材不足や、社会的制約等の弊社、納入業者の責によらない問題により、材料調達遅れや作業遅延、代替品への変更等が発生する場合は、ペナルティ無く納期変更や賃借開始日変更について協議可能でしょうか。</p>	<p>遅延理由等を明確にお示しいただき、本市が認める場合に限り、納期や賃借借期間等(合意解除を含む)を変更させていただきます。</p>
47	<p>提出書類については、技術的に作成可能な業者へ再委託できるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>再委託申出書により、本市が再委託を承認した場合に限り可能です。</p>
48	<p>保守作業については、貴市の承認を得たうえで、技術的に実施可能な業者へ再委託できるとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>再委託申出書により、本市が再委託を承認した場合に限り可能です。</p>
49	<p>現行機は貴市資産でしょうか。それともリース品でしょうか。また何年ぐらい使われておりますでしょうか。</p>	<p>現行機はリース品となります。5年経過したものになります。</p>

50	賃貸借期間満了後、物件を継続使用・再リース契約となる可能性はあるのでしょうか。	現時点では、未定です。
51	過去、同様の賃貸借案件で契約解除となった実績はありますか。	デジタル戦略室においては、予算削減等の影響による契約解約及び変更を行った実績はありません。
52	データ消去作業は、機器撤去後にセキュリティ対策を施した弊社ヤード内で実施しますが宜しいでしょうか。	データ消去の作業場所について、情報系端末は本市と調整を行い、合意を得た場所で行ってください。基幹系端末については、原則、本市施設内または本市が許可する場所で行ってください。持ち帰った後のデータ消去の作業場所について、事前に本市と上記について合意が取れている場合に限り、情報系端末、基幹系端末ともに持ち帰りでの対応が可能です。
53	装置等の仕様書(情報系) (1)パソコン本体 No.1 CPU 10コア/12スレッド以上と記載ありますが、Core5 320 4 14 G2iが6コア/6スレッドで仕様緩和していただけますでしょうか。	仕様の緩和は出来かねます。
54	資料1 10(撤去作業)(2)データ消去 基幹系端末は物理破壊によるデータ消去を実施すること。とあるが、対象機器は何台程度か、また消去は端末内のストレージを抜き、物理もしくは電磁破壊することでよいでしょうか。	基幹系端末は28台となります。 また消去について、端末内のストレージを抜き、電磁破壊ではなく、物理破壊いただきますようお願いいたします。
55	資料1 10(撤去作業)(2)データ消去作業場所 作業場所は同時に何台程度、データ消去作業が可能な場所でしょうか(スペース、電源容量等)	本市施設内でデータ消去を実施される場合は、別途作業場所を調整させていただきます。

56	<p>資料1 その他(1)管理 納品日～開始日までは受託者の管理とするとあるが、製品の保守と動産保険をつけること以上の対応は必要ですか</p>	<p>端末設置後から賃貸借開始日までに発生した障害等について、賃貸借開始日以降と同様の対応をしていただけるようご対応をお願いします。</p>
57	<p>契約保証金の免除条件について →契約保証金について、姫路市契約規則第29条を適用するとございますが、姫路市様以外の官公庁様との契約実績にて免除対象とすることは可能でしょうか。</p>	<p>姫路市契約規則第29条第1項第2項記載のとおり、本市との契約実績に限ります。</p>
58	<p>契約書(案)第20条 甲の任意解除権 過去に、翌年度以降の予算減額や削除による変更・解約の実績はありますでしょうか。</p>	<p>デジタル戦略室においては、予算削減等の影響による契約解約及び変更を行った実績はありません。</p>
59	<p>世界的な半導体不足や世界情勢に起因して、電子部品の入手が逼迫し納期状況が急に変更がされる状況です。その場合に納入期限について協議いただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますか。</p>	<p>遅延理由を明確にお示しいただき、本市が認める場合に限り、納期や賃貸借期間等(合意解除を含む)を変更させていただきます。</p>
60	<p>賃貸借期間満了後の機器等の撤去・引揚について ①基幹系端末については、貴市の用意した施設内にて物理破壊でのデータ消去を実施する認識でよろしいでしょうか。 ②情報系端末については、機器撤去後に受託者の用意した作業場所にてデータ消去を実施する認識でよろしいでしょうか。 その場合、ソフトウェアによるデータ消去でも問題ないでしょうか。</p>	<p>データ消去の作業場所について、情報系端末は本市と調整を行い、合意を得た場所で行ってください。基幹系端末については、原則、本市施設内または本市が許可する場所で行ってください。持ち帰った後のデータ消去の作業場所について、事前に本市と上記について合意が取れている場合に限り、情報系端末、基幹系端末ともに持ち帰りでの対応が可能です。 データ消去の方法につきましては、情報系、基幹系ともにご認識のとおりです。</p>
61	<p>賃貸借期間満了後、物件を一か所にまとめて頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>賃貸借期間満了後、物件を一か所にまとめる予定です。</p>

62	<p>契約保証金について、履行保証保険を付保させて頂く場合の付保日についてご教授お願いいたします。 また保険金額は、契約月額に12を乗じた額の10分の1以上の金額で問題ないでしょうか。</p>	<p>付保日につきましては、契約日としてください。 保険金額は「月額賃貸借料×12ヶ月」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額の10分1以上となります。</p>
63	<p>昨今のAIサーバ需要増加に伴う市場全体の供給逼迫により、サーバ・PC 関連機器の納期が不安定な状況となっております。リース会社の責に帰せず、本件に起因して万一納期調整が生じた場合、納期遅延に伴うペナルティ(違約金)について免除をご検討いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>遅延理由を明確にお示しいただき、本市が認める場合に限り、納期や賃貸借期間等(合意解除を含む)を変更させていただきます。</p>
64	<p>賃貸借期間満了後の機器撤去について、本契約対象の機器全てを1か所に纏めて頂くことは可能ですか。難しい場合、各設置場所に引取に行くこととなりますか。またデータ消去は情報漏洩が起きないことを前提に受注者指定場所での消去作業でよろしいですか。</p>	<p>賃貸借期間満了後、対象機器を一か所にまとめる予定です。 データ消去の作業場所について、情報系端末は本市と調整を行い、合意を得た場所で行ってください。基幹系端末については、原則、本市施設内または本市が許可する場所で行ってください。持ち帰った後のデータ消去の作業場所について、事前に本市と上記について合意が取れている場合に限り、情報系端末、基幹系端末ともに持ち帰りでの対応が可能です。</p>
65	<p>コロナウィルス感染症及び世界的な半導体不足の影響等(天災等によるものも含む)で不測の事態が生じ、指定の納期に遅れが生じた場合、受注者への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますか。</p>	<p>遅延理由を明確にお示しいただき、本市が認める場合に限り、納期や賃貸借期間等(合意解除を含む)を変更させていただきます。</p>
66	<p>動産総合保険は一般的な補償内容(地震、噴火、またはこれらに起因する津波・火災による損害等は対象外)を付保させて頂くという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>5年間保守していただくことが前提ですので、それに必要なものは賃貸借料に含めてください。 ※端末の故障について、保守で修理対応(無償)をお願いいたします。ただし、故障の原因が使用者の不手際(液体こぼし、落下等)については、有償修理対応をお願いいたします。地震・津波による災害の場合は免除で問題ありません。</p>
67	<p>契約保証金の免除条件についてご教示頂きたくお願い致します。</p>	<p>姫路市契約規則第29条第1項のとおりとなります。</p>

68	<p>契約保証金について、履行保証保険を付保させて頂く場合の付保日は契約日(落札日から10日以内)をご想定されておりますでしょうか。また、保険金額は「月額賃貸借料×12ヶ月」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額の10分1以上という認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>付保日につきまして、ご認識のとおりです。 保険金額につきましてもご認識のとおりです。</p>
69	<p>履行保証契約は賃貸借期間全体を保険期間として付保致しますが、「初年度一括契約」で宜しいでしょうか。</p>	<p>初年度一括契約で契約してください。</p>
70	<p>リース終了時、データ消去方法はソフトウェアによる上書消去で宜しいでしょうか。 消去証明書は作業完了報告を記載した簡易なもので宜しいでしょうか。</p>	<p>情報系端末については、ソフトウェアによる上書消去で問題ありません。 基幹系端末については、物理破壊による消去をしてください。 消去証明書は作業完了報告を記載いただき、全台消去された旨が分かるものであれば問題ありません。</p>
71	<p>データ消去作業場所につきまして、物件引揚後に引揚業者の指定場所で実施という認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>データ消去の作業場所について、情報系端末は本市と調整を行い、合意を得た場所で行ってください。基幹系端末については、原則、本市施設内または本市が許可する場所で行ってください。持ち帰った後のデータ消去の作業場所について、事前に本市と上記について合意が取れている場合に限り、情報系端末、基幹系端末ともに持ち帰りでの対応が可能です。</p>
72	<p>リース満了後の撤去につきまして ①1ヶ所に集約された状態での撤去 ②各設置場所からの撤去 どちらになりますでしょうか。 また、ケーブル類が外された状態で撤去という認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>「①1ヶ所に集約された状態での撤去」となります。そのため、ケーブル類が外された状態となります。</p>